

## 76回目の憲法記念日に寄せる会長談話

### 1 はじめに

本日、第76回目の憲法記念日を迎えることになりました。

第二次世界大戦の惨禍を教訓として誕生した日本国憲法は、人間社会のあらゆる価値の根源が個人にあることから、他の何にもまさって個人を尊重しようとする個人の尊厳を最高価値とし（13条）、基本的人権の尊重（第3章等）、国民主権（前文、1条、41条等）、平和主義（前文、9条）を基本原理として定めています。さらに、これらの重要な価値を国民が十分に享有できるよう、国家機関がその権力を濫用しないためにその権限を制限する立憲主義の原則を完徹しています（98条、99条等）。

しかしながら、後述のとおり、ロシアによるウクライナ侵攻を含む昨今の国際情勢に伴い、中国や北朝鮮の動向といった抽象的な時流を口実にした政策決定等が行われ、その中で恣意的な憲法解釈がなされるなどしており、日本国憲法が持つこれらの普遍的な価値が揺らいできているという強い危機感を抱いています。

そこで、上記の問題意識の下、喫緊の課題である ①防衛政策の大転換と平和主義、②緊急事態への対処と憲法改正、そして、③LGBT法の制定と個人の尊厳・平等権の3つの問題について、当会会長として今日この日に思うところを述べることにしたいと思います。

### 2 防衛政策の大転換と平和主義

日本国憲法は、前文で国際協調主義と平和的生存権を謳い、9条では国際紛争を解決する手段としての武力による威嚇と武力の行使を否定し、戦力の保持を一切認めないという徹底した恒久平和主義を貫いています。

従前の政府解釈においては、個別的自衛権およびこれに基づく必要最小限度の自衛権を行使する実力組織としての自衛隊を肯定してきましたが、海外での活動や武器使用に対しては極めて慎重かつ限定的な対応を採り、あくまでも専守防衛に徹するという態度を堅守してきました。それは、憲法9条が、人権侵害の最たるものであり違法である戦争を、日本だけでなく全世界から排除するという崇高な理念と、仮に個別的自衛権の行使が許されるとしても、そこには厳格な枠組みを設けるべきといった規範性を有するものと解されてきたからだと思えます。

ところが、近時、政府与党は実質的にその解釈に変更を加え、安保法制により集団的自衛権を認め、昨年12月には、閣議決定により、安保三文書（国家安全保障戦略・国家防衛戦

略・防衛力整備計画)の改定を行ないました。同改定は、具体的には、武力攻撃が発生した場合に対処するため相手国の領域(特にそのミサイル基地等)において有効に反撃できる反撃能力(敵基地攻撃能力)を認めるものであって、さらには、このような防衛力の拡充を図るため大幅な防衛費の増額(5年間でGDP比2パーセント、総額で43兆円程度にする。)を企図する内容となっています。まさに、日本の防衛政策の大転換が図られようとしています。

しかしながら、武力攻撃が発生したか否かの判断はミサイル発射に着手したかどうかを基準にするとされていますが、発射の着手を把握することは困難であり、その判断を誤れば日本が違法な先制攻撃をしたこととなってしまいます。また、反撃能力が集団的自衛権の行使に用いられた場合、同盟国(米国)に対する武力攻撃があった時に、日本に対する攻撃がないにも係わらず相手国に対してミサイル攻撃等を行うことになり、武力の応酬に巻き込まれることになってしまいます。正に集団的自衛権の危険性が顕在化することになってしまうのです。何よりも、こうした防衛政策の大転換は、専守防衛に徹し、個別的自衛権に対しても厳格な制限を設けていると解されている9条の規範から逸脱するものと言わざるを得ないでしょう。

更に、このような安保三文書改訂に関しては、防衛能力の具体的要件や攻撃対象といったものについて、国民に対して十分な説明がなされておらず、国会でも十分な議論がなされたとは言えません。また、軍事費増額の問題に関しても、その必要性や財源について国民の理解は決して深まっていないと思われます。防衛政策は国民の生命や財産、生活に直結するものであり、その内容がつまびらかに開示され、国民の議論に委ねられなければならないものであると思います。国民に情報提供がなされないまま事が進められていくとするならば、それは国民主権の根幹を脅かすものと言わざるを得ません。

世界の現状に目を転ずれば、核の威嚇や抑止力によりかろうじて平和を維持しようとする状況にありますが、これがいかに脆いものであるか、また危険なものであるか、唯一の被爆国であり核兵器による甚大な被害や悲惨さを語り継いできた日本国民は、身をもって感じています。日本国憲法が掲げる徹底した平和主義の理念は、人類が目指すべき崇高な理想であると考えます。防衛政策において、日本が果たすべき役割は、主体的に近隣諸国や大国間の緊張関係をできる限り解きほぐし、平和的共存関係をめざす外交努力を尽くし、アジアやアフリカの諸国民と連携しつつ、一切の戦争を起こさせないことにあると思っています。

### 3 緊急事態への対処と憲法改正

現在、衆議院憲法審査会では、緊急時の衆議院議員の任期延長を認める憲法改正の議論がなされており、与党だけでなく一部野党もこれに賛成しています。この問題は、それだけにとどまらず、内閣総理大臣若しくは内閣が緊急事態と判断した場合に、法律ではなく政令で基本的人権の制限を行うことができるようにする緊急事態条項を憲法の中に入れ込む改正へと連鎖していくものと予測されます。

しかしながら、日本国憲法が採用する間接民主制において国民が自らの政治意思を国政に反映させるためには選挙制度が重要な意味を持っていることは言うまでもないところ、仮に緊急時であるとしても、衆議院議員の任期を延長することは国民の選挙権・参政権を制限するものであるため拙速な判断と言うべきです。憲法上は参議院の緊急集会の制度も規定されていることから、これを実効的に活用することがまずは求められているものと考えます。

また、緊急事態条項に至っては、ドイツにおけるナチスの台頭や我が国における軍部の暴走より戦争に突き進んだことなど歴史的に見ても問題があるだけでなく、内閣や内閣総理大臣が、本来立法や財政に関する国会の権限を棚上げして自らその権限を行使し、非常事態宣言により国民に過度な人権の制限を強要するものであって、権力分立の観点からも人権保障の観点からも認めることはできないものと思われます。何よりも、権力を縛るはずの憲法が内閣に堂々と専権を与えることは許されざることと言うべきです。

#### 4 LGBT法と個人の尊厳・平等権

現在議論されている「LGBT法（案）」とは、レズビアン・ゲイ・バイセクシャルといった性的指向およびトランスジェンダーといった性自認に係わる問題について理解を深め、差別を無くしていこうとする法案のことを言います。

日本国憲法が最高の価値として掲げる個人の尊厳は、国民一人一人の生命や人格を相等しいものとして尊重することを意味しています。個人の命や人格に格差を設けることは、平等権（14条）に反するものとして決して許されるものではありません。

人の性自認、性的指向というものは千差万別であり、これらは、それぞれの人の「嗜好」として自由に選択できるものではないことに注意しなければなりません。例えば、異性愛者の人は、国から「明日から同性愛者になって下さい」と命令されても、なれないと思います。それは、その人の人格に直結するものであり、トランスジェンダーや同性愛者に対して差別的な取扱をすることは、その人の人格を侵害することにほかなりません。

LGBT法に関しては、ようやく制定に向けての議論が始まっていますが、今だに、差別の認識はそれぞれ違うとか、訴訟が増えるなど意図しない影響を社会に与える可能性がある、

といった反論がなされています。また、法整備が進めば、「男性であっても『私の心は女性』だと言えさえすれば、女性の入浴施設に入れるようになる」といった事実無根の言説が流布されています。しかし、このような言説は、性別によって分けられている共同施設の利用の可否や方法が利用者本人の申告のみによって決定される性質のものでないことをあえて度外視した不合理なものです。そして、差別を受ける者の苦痛（その人が持つ権利が侵害されていることに伴う苦痛）を謂れなく増大させ、性自認が、「その人が自身の性別の感覚として深く感じていて、実感してきた性別」であることや、それは人格の奥底にあるものであって当事者ではどうすることもできないということを十分認識していないものと言わざるを得ません。

人が人を差別することを無くすために、差別される人たちの痛みを知り、自分も他人も共に尊重し合う、そういった多様性を認める社会を構築していかなければなりません。そして、性的マイノリティの人々に対して、これまで長い間、無知、無理解、誤解を持ち続け、蔑視し疎外し嘲笑してきてしまったこと、今から26年前の東京高裁平成9年9月16日判決が、「一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その義務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理（きめ）の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心や知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。このことは現在では勿論、平成2年当時においても同様である。」と述べていたのに、現在なお、上述したような差別的言説がやまず、時として勢いを増してしまうことがあること等も踏まえると、差別解消のためには、LGBT法の制定は急務であると考えます。

## 5 さいごに

繰り返しになりますが、日本国憲法は、個人の尊厳を根本価値としつつ、自由主義（平等主義や福祉主義を含む）、民主主義、平和主義といった基本原理を定め、国民の生命や人格、権利といったものを徹底的に保障しています。また、国民の人権が十分に守られるために、国家権力の濫用が為されないよう、その行使については厳格に制限するといった立憲主義の立場を明確に打ち出しています。こうした日本国憲法が定める規範というものは重い意義を有していると確信しています。

しかしながら、最初に述べた通り、憲法の文言や条文を改めないままに、その解釈の実質的な変更が加えられる解釈改憲が平然と行われている実情に鑑みると、日本国憲法の持つ根本理念や基本原理自体までもが揺らいでいると考えられ、そのことに対して強い危機感を抱

かざるを得ません。立憲主義についても、そうした動きの中で、軽視されてきていると率直に感じています。

ところが、ロシアによるウクライナ侵攻以来、報道機関の世論調査等によれば、さらなる防衛力増強やいわゆる反撃能力について、過半数の支持が得られるようになっています。国際情勢の変化に応じて憲法9条が改正されるべきといった議論も数多くなされるに至っています。

このような情勢下において、憲法を守ることは本当に机上の空論でしょうか。戦後日本国憲法の下、憲法9条という大きな反省に基づいたいわば「重石」によって、曲がりなりにも日本は70年以上世界中に1国たりとも敵国を作ることなく平和を維持してきたことは紛れもない事実です。そして、日本国憲法がもたらす平和の下、奇跡的な経済発展を成し遂げられました。しかしながら、この国が再度戦火に覆われたなら、再び平穏な日常を取り戻すことができるのでしょうか。憲法9条がもたらしてきた70年以上にわたる恩恵を本当に手放していいのでしょうか。この平和を維持するためには、軍事力による以外に方法はないのでしょうか。私たちは、むしろ、憲法を世界各国に広めていくことこそ真の意味で戦争という惨事を防ぐ最大の手段であると考えています。

私たちは、基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とする弁護士として、憲法が定める根本理念や基本原理、立憲主義といったものの重要性を噛みしめ、憲法規範に対する変更への動向には常に注意を払い、日本国憲法が硬性憲法であることの意味を重視し、安易な解釈改憲や憲法改正がなされないよう全力を尽くす所存です。

2023年（令和5年）5月3日

長野県弁護士会

会 長 山 岸 重 幸